

堺市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

ICT イノベーション推進室

第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和3年10月31日）

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 マイナンバーカード普及促進担当

(1) マイナンバーカード普及促進について

デジタル社会の基盤として今後の活用範囲拡大が見込まれているマイナンバーカードのさらなる普及を促進するため、マイナンバーカード普及促進センターを設置し、カードの申請受付などを行っている。

この事務について、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 共通項目

(1) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。